

入札説明書

令和8年9月1日さいたま市告示第1421号により公告した「さいたま市個人住民税データエントリ業務（令和9年度課税分）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市個人住民税データエントリ業務（令和9年度課税分）

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

（1）提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

（2）提出必須の書類

- ① 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- ② 誓約書
- ③ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）について、有効な認証が確認できる書類
- ④ 本入札の告示日から過去2年以内に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種業務を受託し、当該業務において6月以内の期間に15万件以上の課税資料（確定申告書、源泉徴収票、給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書個人別明細書及び住民税申告書の合計）のデータエントリを誠実に履行した実績を証する書面の写し（契約書及び履行を証明する書類（履行証明書、検査結果通知書、銀行口座通帳、銀行口座取引情報等）の写し）

（3）任意提出の書類

入札保証金免除申請書

（4）提出期間

ア 電子入札システムにより提出する場合

告示の日から令和8年9月17日（木）午後4時まで

イ 紙により提出する場合

告示の日から令和8年9月17日（木）午後4時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時00分から午後4時00分まで）

（5）電子入札システム以外の提出先

さいたま市財政局税務部市民税課（市民税係）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6－4－4

電 話 048-829-1913（直通）

F A X 048-829-1986

電子メール shiminzei@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

（１）提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、電子メールで提出してください。

（２）電子入札システム以外の提出先

２（５）に同じ

（３）受付期間

２（４）に同じ

（４）回答方法

令和８年９月２９日（火）までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メールにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

（１）入札保証金の納付期限 令和８年１０月８日（木）

（２）入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

（３）その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の１００分の５以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条により入札保証金の免除申請を行う場合は、次の書類を申請書に添付し提出してください。

（１）１号事由により免除申請する場合

保険会社との間に市を被保険者とする入札保障保険契約を締結した契約書の写し

（２）２号事由により免除申請する場合

令和６年４月１日以降に履行が完了した国（独立行政法人含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び当該契約金額について支払いを受けたことを証する書類（各２件分）

6 入札及び開札に関する事項

（１）最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

7 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムから記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

ウ 電子入札システムでは電子入札システムにおいて、紙入札では入札書に同封して、入札金額の内訳を記載した入札額内訳書を入札時に提出してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和8年10月23日（金）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。